令和６年度（2024 年度）第３回

北海道こども施策審議会次世代成育支援部会

議　事　録

日時 ： 令和６年（2024 年）10 月 22 日（火）13 時 00 分開会

場所 ： 北海道立道民活動センター　かでる２・７　110 会議室

１　開会

●事務局（坂本課長補佐）

　定刻となりましたので、ただ今から、令和６年度第３回北海道こども施策審議会次世代成育支援部会を開催いたします。
　私は、保健福祉部こども家庭支援課の坂本です。議事に入るまで、進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

　まず、配布資料の確認をさせていただきます。お手元の次第のとおり、資料１から５までを配布しています。資料の不足等がございましたら、お知らせください。

●一同

　（不足なし）

●事務局（坂本課長補佐）

　よろしいでしょうか。
　それでは、開会にあたりまして、子育て支援担当局長の堤より、ご挨拶を申し上げます。

●事務局（堤子育て支援担当局長）

　子育て支援担当局長の堤でございます。
　委員の皆様には、お忙しいところ、会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。
　また、日頃から、青少年の健全育成について、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
　本日は、ヤングケアラーの方々からのアンケート及びヒアリングについて、結果をご報告させていただくほか、前回、仮称ではございますが、北海道こども基本条例と、北海道こども計画の骨子案について説明させていただきましたけれども、今回は、その肉付けをした条例及び計画の素案たたき台について、議題とさせていただいております。
　委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げて、ご挨拶とさせていただきます。

　本日はどうぞよろしくお願いいたします。

●事務局（坂本課長補佐）

　続きまして、本日ご出席いただいた委員の皆様をご紹介させていただきます。

まず始めに、部会の会長であります北海学園大学法学部教授の内山委員です。

一般社団法人北海道公認心理師協会会長の河合委員です。

札幌弁護士会（原総合法律事務所）弁護士の原委員です。

株式会社北海道新聞社企画室 CSR 担当の津村委員です。

日本医療大学総合福祉学部准教授の今西委員です。今西委員におかれましては、所用により 13:30 頃に中座の予定となっております。

北海道 PTA 連合会副会長の谷渕委員です。

北海道高等学校長協会総合部会長の吉村委員です。

公益財団法人北海道青少年育成協会理事の山田委員です。

一般社団法人北海道こども会育成連合会事務局長の木村委員です。本日は Zoom でのご参加となります。

一般社団法人北海道商工会議所連合会業務推進部担当部長の小野委員です。

株式会社ＮＴＴドコモ北海道支社企画総務部担当部長の赤羽委員です。本日は Zoom でのご参加となります。

以上 11 名のご出席をいただいております。
このほか、本日、北海道市長会事務局次長の田畑委員と、北海道町村会政務部長の熊谷委員が欠席となっております。
本日は、委員 13 名のうち 11 名の出席となり、委員の２分の１以上の出席をいただいておりますことから、本部会は成立していることを、ご報告いたします。
事務局及びオブザーバーにつきましては、出席者名簿をご覧ください。

次に、本日の会議ですが、会場の都合により、およそ 90 分から２時間程度を予定しております。
また、本部会は議事録を作成し公表いたしております。議事録の作成につきましては、部会終了後に、事務局におきまして、発言記録を取りまとめまして、委員の皆様にご確認いただいた上で公表いたします。

ここからの議事進行につきましては内山部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

●内山部会長

よろしくお願いいたします。

２　報告事項：こども・若者（ヤングケアラー）の意見を聞く取組について

●内山部会長

　それでは、次第に沿って議事を進めさせていただきます。
　報告事項「こども・若者（ヤングケアラー）の意見を聞く取組について」事務局から説明をお願いいたします。

●事務局（大森係長）

　こども家庭支援課の大森です。
　資料に基づきまして、「こども・若者（ヤングケアラー）の意見を聴く取組について」説明をいたします。

　資料１「こども・若者（ヤングケアラー）の意見を聴く取組」です。
　実施概要につきましては、前回の部会でご説明したとおり、Web アンケート形式と紙媒体で、道が設置する北海道ヤングケアラー相談サポートセンター（ヤンサポ）や道が配置するヤングケアラーコーディネーターなど支援者団体等を通じて、当事者にアプローチをいたしました。
　調査期間は、当初 9 月 20 日（金）までの予定でしたが、アンケート協力者の都合もあり 10 月 6 日（日）まで延長して実施しました。
　回答状況につきましては、高校生以上 16 名、中学生以下４名の計 20 名となりました。「１　年齢・学年」等については、１ページ下段の表のとおりとなっています。
　「２　ケアを始めた年齢」は、高校生以上の回答では「５歳以下」という回答もありましたが、「13 歳」が６名、中学生以下では「10 歳」から「12 歳」の間となっております。
　「３　ケアしている人数」については、「５名以上」という方もいらっしゃいましたが、一番多いのは「１人」という回答でした。
　「４　ケアの相手」は「父母」、「祖父母」、「きょうだい」となっており、「５　ケアが必要な理由」は、65 歳以上の「高齢」、「幼い」をはじめとして、「病気や障がい」などがありました。
　「６　ケアの内容」は複数回答で、「家事」や「感情面のサポート」、「きょうだいのお世話」などがありました。
　「７　ケアの時間帯」は「平日の朝」、「平日の夜」、「休日」が多い状況となっております。
　「８　ケアをしていて良かったと思うこと」については、高校生以上にのみの設問ですが、「生活面で成長できた」、「喜んでいる顔が見れること」、「家族のためになる」、といった回答がありました。
　「９　ケアをしていて大変なこと」については、「大変なことや困ったことはほとんどない」との回答が高校生以上で６名、中学生以下で３名いましたが、それ以外では、「自由になる時間がない」、「気持ちが不安定になることがある」、という回答が多い

状況でした。
「10　あったら良いと思う支援等」については、「自分の今の状況について話を聞いてほしい」、「家族や自分のことについて相談したい」を選択する方が多く、ヤングケアラーの話を聞いて寄り添う相談窓口として道が設置している北海道ヤングケアラー相談サポートセンター（ヤンサポ）の設置が引き続き必要ということがわかりました。また、家族のお世話をしている人たちと話ができる居場所を必要とする子も多く、現在、道が実施しているオンラインサロンも継続する必要があることがわかりました。
「11　道庁の取組」については、「知っている」という回答と「知らない」という回答がそれぞれある中、ヤンサポの存在や、高校生以下に配布しているヤンサポの周知用カード、そして学校内に掲示しているポスターを知っている子が半分程度いた一方で、昨年度、道が作成した電子ハンドブックについては全員が「知らない」と回答したことから、電子ハンドブックの周知にさらに取り組む必要があることがわかりました。なお、ヤングケアラーコーディネーターについては、学校や地域とのつなぎを担う役割であり、こどもと直接関わる方々ではないことから、認知度の低さはやむを得ないものと考えられます。同様に、道のウェブサイト等での情報発信についても、自らヤングケアラーに関する情報を収集しようとしなければあまり見る機会がないと思われます。
「12　北海道の取組への意見」と「13　全体をとおしての意見」は、記載のとおりとなっています。

続けて、ヤングケアラーへのヒアリングについて、資料２に基づきご説明いたします。
先ほどご説明しましたアンケートにご協力いただいた高校生以上の方で、ヒアリングに協力してもらえないか、併せてお願いをしたところ、１名の方に協力いただけましたので、８月16日に道庁にお越しいただき、ヒアリングを実施しました。
ヒアリングは、大森と、課長補佐の坂本とで行いました。
「３．　ヒアリング協力者について」に記載がありますが、19歳の大学２年生からお話を聞けました。現在、一人暮らしをしており、週６日のアルバイト等で奨学金や生活費を工面しています。また、うつ病の持病があるとのことでした。
「４．　ご家族のことについて」にあるとおり、金銭管理ができない母親のケアを担っているほか、ケースワーカーや市役所との調整も担っています。
「６．　学校への相談経験」にあるとおり、親のケアを当たり前と思っていたため、高校まで誰かに「相談」しようという発想がなかったそうですが、大学１年の時に大学内のカウンセリングに持病や母のことを相談し、それ以降は大学から合理的配慮が受けられるようになり、持病で授業を欠席した場合に代替の課題を受けることで足りるようになったそうです。
その後、「７．　学校以外への相談経験」にありますとおり、大学２年になる直前の３月に、体調不良により入院することになり、MSWや看護師等に母のケアのことなどを相談し、看護師からのヤングケアラーではないかという指摘により、自身がヤングケアラーであると自覚をしたとのことです。
自覚したことをきっかけに、ヤンサポに電話をかけて、ヤンサポ経由で市のこども部署ともつながることができ、支援を受けられるようになってきているとのことでした。道が設置している専門相談窓口ヤンサポが、ヤングケアラーを支援に結びつけている事例を聞き取り、引き続き、ヤンサポの設置をする必要性があることがわかりました。
「９．　道の支援への意見」のうち、１つめのサイトへのご意見「こどもが見やすくなるように改善したらどうか」については、意見を取り入れサイトを改善し、ヤンサポ

のサイトについては、事業受託者に改善を検討するように伝えております。
　最後に、「10.　その他、思っていること」にありますとおり、ヤングケアラーは自らが気付くのは難しいため、支援者研修等を通じ、気づきを促していくことが必要と改めて思いました。

　道としては、アンケートやヒアリングでいただいたご意見等を踏まえ、後ほどご説明する計画の素案の検討を進めてきました。
　説明は以上です。

●内山部会長

　では、ただいまの説明についてご意見、ご質問はございますでしょうか。

●小野委員

　アンケート・ヒアリング等々大変ありがとうございます。非常にこどもの切実な思いなどを、先日送っていただいた時に感じたところでございます。
　これが最終の目的ではないと思いますので、このアンケートを踏まえてこれから何をやっていくのか、きっと今、道庁さん中心にいろんなことをやっていただいているという中で、ほぼ認知度が半分程度というところで、まだ十分ではないということと、自分では気づけないヤングケアラーの人達に気付かせるために何かやるというところが一番大事になるかと思いますが、その辺のところで既に、いつ頃何をするのか等決まっているのであれば教えていただきたいと思います。

●事務局（坂本課長補佐）

　はい、ありがとうございます。このアンケートをいただいた結果等の対応につきましては次年度の事業等で展開していくべく、まだ予算等を検討しているところでございまして、まだ具体に、こういったことを進めますということのお伝えはできないのですけれども、引き続き積極的な周知等を行って、気付きに繋げていきたいと考えております。

●小野委員

　今年度は何もできかねるというところですかね。

●事務局（坂本課長補佐）

今年度は引き続き事業を実施していきますけれども、これを受けて何かというのは現段階ではですね。

●小野委員

わかりました。

● 内山部会長

そのほか、ございますでしょうか。

●今西委員

説明ありがとうございます。

一点、今後の方向性としてですが、設問 10 の「あったら良いと思う支援…」の回答の部分で、いわゆる保護者・家族への支援と、本人支援というところの部分の分け方があるのかなと思います。ケアラーの全般的な支援関係に携わってしまうところでもあると思うのですが、何かできるところとなった時に、ある項目の中で既に、今の現行の制度でどういったものが使えますよ、みたいなことが示せると良い気がしています。そのようにすると現在ケアをしているこどもたちに見せていくということができるのではないかと思って聞いておりました。中にはないものもあると思いますので、ないものに関しては今後検討するというような方向でも良いかと思っております。ただ、タイムリーに、今ケアをしているこどもたちに、こういったものがあるんだという情報提供をしてあげられると良いのかなと思っております。そのような意見でした。以上です。

●事務局（坂本課長補佐）

ありがとうございます。

●内山部会長

続いて、河合委員どうぞ。

●河合委員

　アンケートの実施の部分に関することになりますが、もともと回答者はヤングケアラーであると自認をされている方ということだったと思います。設問 10 の「あったら良いと思う支援…」のところの一番目の項目「自分の今の状況について話を聞いてほしい」という、高校生以上では一番回答数が多くなっているところですが、すでに（ヤングケアラー相談サポートセンター等と）繋がっているにもかかわらず、これは「もっと」という意味合いなのでしょうか。それとも今繋がっている支援機関のサポートがもうちょっと充実してくればいいということなのかというあたりのことが、どのようにお考えなのかなと思いました。それが一点です。
　それから二点目は、設問 11 で道の取組について知っていますかとお尋ねされていますけども、どういう経路で知ったのかということも、質問項目を立てる段階での話になりますけども、そこをもっと増やすといいのかなと、工夫するといいのかなという参考になったのかなと思ったところでございます。
　三点目は、意見を聞く取組の、最終ページのところの、設問 12 の北海道の取組への意見のところで、回答が生で書かれていますけども、固有名詞が書かれてございます。これはこのままでよろしいのかと気になったところでございます。以上です。

●内山部会長

　はい、ありがとうございます。

●原委員

　すみません、私もちょっと。繋がってなのですけれども。

●内山部会長

　関連ということでしょうか。

●原委員

　はい、簡単に申し上げます。
　こどもにとって、自分のことを、表に出して、いろいろ話をするということが、本当

に大変なことなのだと思うのです。こどもは、そういうことをしないといいますか、するとしても、本当に少ない、稀なことだと思います。でも、こどもからの話を待っているだけでは、こどもの抱えている問題がいつまでたっても明らかにならないし、親もいろいろな問題を抱えているのだとすると、すごく大変な負担をこどもにずっと抱えさせるのかという問題もあると思うのですよね。そういった意味で、ヤングケアラーの問題というのは、本当に難しい。国でも各種の施策をしていると聞いていますが、もしできることとしたら、こどもがそういう相談をできるような場所をなんとか作ってあげられないかどうかということのように感じています。こどもが、「あ、あそこは聞いてくれるよね」とか、そういう本当に簡単に相談できるような場所をつくることです。今はそういった相談できる場所がないのでしょうかね、こどもがそういうことを気軽に相談できるところ。ひとつ検討できないものかな、と考えております。

●事務局（坂本課長補佐）

はい、ありがとうございました。

最初に、河合委員からお話いただきました、話を聞いてほしいという子が多かったところ、設問 10 ですね。詳しくアンケートの中身について深掘りをしたわけではないのですけれども、やはり今、原委員からもあった、こどもってなかなか自分のことを話しにくい部分はあるのですけれども、やっぱり友達に話を聞いてもらえたらすごく嬉しかったという声はよく聞くものですから、支援体制だけではなく、自分の周りにいる人たちに不安を話すことができて、それを聞いてもらえたら嬉しいなという意味での、もっと聞いてほしいということだという意味合いではないかなと思ってございます。

あと、道の取組をどういった経路で知ったのかというところ、確かにご意見いただいたとおり、どこから情報を得たかということが分かれば、我々もそこを集中して啓発等していくことができるかと思いますので、参考にさせていただきます。ありがとうございます。

３点目の、その固有名詞ですね、道が業務委託しており関わりの多い北海道ヤングケアラー相談サポートセンターの代表の方だったもので載せてしまっておりましたが、「センター長」などの固有名詞ではない表現に修正させていただいたものを、ウェブサイト等で公開いたします。

原委員からもありました、こどもが簡単に相談できるところがあればいいという部分、我々の取組としましては北海道ヤングケアラー相談サポートセンターを設けております。徐々に知られてきていると思いますが、誰もが行きやすいかどうかというのはなかなか難しいところかと思いますので、オンラインサロンですとか、電話、メール、LINE 等で門戸を開いております。そういったところから繋がってもらえればなと考えております。ありがとうございました。

～　今西委員中座：以下、出席 10 名での進行　～

●谷渕委員

　あの、今、いろいろと話を聞かせていただきまして、私が個人的に不登校の親の会も運営しているのですが、やはり、自分のことを話したいとか、こども自身が不登校であるということを、不登校なのだけれども自認してないという子がたくさんいまして、やっぱり親の健康こそ、こどもの育成かなと思って力を入れているところなのですけれども、実際「話を聞いて欲しい」というところで非常に人数が多く、これから予算をというお話がありましたけれども、道だけでやっていこうとするのか、それとも、今回、企業であるドコモさんもいらっしゃいますけれども、民間企業と関わりながら、例えばドコモのショップに相談にいけるとか、何か企業とコラボしていったら可能性ってより広がるのではないかなと思います。私自身、今場所を借りたりしているのがお寺なのですけれども、学校以外の場所で相談できるということを、やってみたら結構皆さんから来やすいというお話もあるので、やっぱり何々サポートセンターっていうのは、正直敷居が高いのではないかなと思います。自分自身が自認して、もしかしたらこれって自分はみんなと違う時間の過ごし方をしているんじゃないかと気づくまでに相当時間がかかって、相談する項にはもう大分心が晴れている頃に行くのではないかなと思います。なので、もうちょっと気軽なところで行ける場所ができるのであれば、道のやっていることはとても良いのですけれどもあまり気づかれないことが多いので、もしかしたら民間と企業という新しい形を開拓するのも、今後の社会には合っているのではないかなと思います。

●事務局（坂本係長補佐）

　ありがとうございます。民間企業との取組についてはですね、今、AIR-G’さんに非常にヤングケアラーについて一生懸命取り組んでいただいて、「ひとりじゃないプロジェクト」ということで、ラジオ放送もやっていただくなどコラボレーションしております。その AIR-G’さんからも、関係する企業さんなどに、ヤングケアラーってこういう子のことだよということを周知していただいて、その趣旨に賛同していただいた、美容業界の方ですとか何社かがですね、対応してくれているというところです。これが谷渕委員におっしゃっていただいたように広がっていけば、より身近な相談窓口とかができるのではないかと思っております。引き続き連携して、何か取組をできるようにしていきたいと思っております。ありがとうございます。

●山田委員

今のことに関してなのですけれども、“ヤングケアラー”の“相談窓口”というから、相談がなかなかできない、ということなのではないだろうかと。普通、こどもが困ったと言ったら、学校の先生だったり、親だったり、お友達の親だったり、身近な人にきっと相談することがあると思うのですけれども、その中で困ったことのいろいろの中にヤングケアラーの話があって、そしてその聞いた大人が、こういう窓口があるよ、もっと相談してみたらって言える場所が必要なのかなと。だから、話を聞ける周りの大人がみんな、ヤングケアラーに繋げるところはここだよということを教えられる大人を作っていかないと、ヤングケアラーだと自覚した子にしか話ができないということに結局なるのではないかと今思っていました。ヤングケアラーだからってヤングケアラーの相談だけがしたいわけではないと思うのです。普通の相談事がしたいとか、今気を晴らしたいということは、普通のどの子も同じで、その中にヤングケアラーの問題があるだけなのではないかと、その結果、繋がったらその子たちはどうしていったらいいか相談にのれるよということで、普通に相談窓口をどうやって増やしたらよいかをもっと考えるべきなのではないかと思いました。

●事務局（坂本課長補佐）

はい、ありがとうございます。たくさん相談窓口がある中で、今我々の話ではヤングケアラーが中心になっていますけれども、山田委員におっしゃっていただいたように、いろいろな相談窓口があってそこがしっかり話を聞いて、我々の相談窓口に繋いでくださることですとか、大人の方が話を聞いてそういえば相談センターがあったなといった形で、繋いでくださるように、悩みを抱えたお子さんたちだけではなくて、大人の方への周知というのも重要かと思いますので、ご意見ありがとうございました。

●内山部会長

その他、いかがでしょうか。

●津村委員

先ほどからみなさんのお話を聞いていて、確かにこどもたちが身近なところで気軽に相談できるということが必要なのかなと私も思います。昔の寺子屋みたいな活動をされている方もいらっしゃるとは思うのですけれども、そういった大人だけではなく、世代間を超えて、小さなこどもから高齢者までいっぱいいろんな方がいる中で、その中で自然と、こういうことで困っているんだとか、こういうところ大変だったんだよねという

ように自然に会話ができるような、そういった場が、確かに身近にあったら良いのかなと思いました。これはあくまでも感想です。

それともう一つはですね、今回アンケートをとられて、設問 12 にあるように、サポートセンターの代表の方が相談を受けてくれてよかった、というような趣旨の回答が、複数寄せられているということなのですけれども、具体的にサポートセンターということであるのであれば、今回のこの結果を、打ち返しといったら変ですけども、一緒になっていろいろ考えたりですとか、代表の方にお話を聞かれたりですとか、同じ流れの組織でいらっしゃると思うのですけれども、そういうことを今後予定されているのかどうかというのをお伺いできればと思いました。

●事務局（坂本課長補佐）

ありがとうございます。センターの代表とは常に連絡を取り合って、事業や、事業ではない部分についても意見交換をしておりますので、こういった中身についてもお伝えして、引き続き連携していきたいと思っております。ありがとうございます。

●内山部会長

他にございますでしょうか。

●一同

（発言なし）

●内山部会長

ないようでしたら、先に進みたいと思います。

折角こども施策審議会ということで、広く担当することになっているようですので、このヤングケアラーの問題のように、部会で専門的にやるところも大事ですし、委員の皆様がおっしゃっているみたいに、こどもの問題全体で取り組んでいけるような形で、幅広にできるようになればいいかなというように感じました。

３　審議事項：（仮称）北海道こども基本条例及び（仮称）北海道こども計画に係る素案たたき台について

●内山部会長

　では次に、審議事項「（仮称）北海道こども基本条例及び（仮称）北海道こども基本計画に係る素案たたき台について」事務局から説明をお願いします。

●事務局（久保課長補佐）

　子ども政策企画課で条例等を担当しております、久保と申します。よろしくお願いいたします。

　私の方から、「（仮称）北海道こども基本条例」に係る素案のたたき台についてご説明したいと思います。資料の３－１をご覧ください。
　前回の会議でご説明させていただいておりました、「（仮称）北海道こども基本条例」の素案のたたき台についてですね、資料３－１の概要でとりまとめました。
　道では、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進し、本道の全てのこども・若者が幸福な生活を送ることができる社会を実現するため、昨年４月に施行された「こども基本法」の趣旨を踏まえつつ、道のこれまでの条例や施策のほか、他県の条例を勘案し、先般骨子案を策定し、その後、審議会の各部会での審議や道議会でご議論いただきながら、今般、素案のたたき台を取りまとめたところでございます。
　条例の構成についてですが、「総則」として、「基本理念」や道・学校関係者等の「責務・役割」などを規定するほか、「基本的施策」として、「こども施策に対するこども等の意見の反映」や「こどもの社会参加の促進」、「こどもの権利の周知・擁護」、「こどもの居場所づくり」などについて規定した上で、本年４月に施行した「北海道こども施策審議会条例」を統合することとしたいと考えているところでございます。
　具体的な内容についてですが、まず、《Ⅰ総則》の「１目的」では、こども施策の推進に関し、基本理念を定め、道の責務や保護者等の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、社会全体でこども施策を総合的かつ計画的に推進し、こどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すことを規定したいと考えているところです。
　次に、「２定義」では、こども基本法と同様に「こども」については、「心身の発達の過程にある者」、「こども施策」については、「こどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策」と定義するとともに、条例には、「保護者」や学校・児童福祉施設などを含めた「学校関係者等」、「こども・子育て支援団体等」についてもそれぞれ定

義したいと考えているところです。
　次に、「３基本理念」についてですが、①～④については、こども基本法と同様に、子どもの権利条約の４原則である、「差別の禁止」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「意見の尊重」、「最善の利益」の趣旨を踏まえ、規定したいと考えているところでございます。また、⑤については、法の規定にはありませんが、道の条例では、国や市町村のほか、次の４で役割を規定する、保護者、学校関係者等、事業者、こども・子育て支援団体等、道民が相互に連携・協力して社会全体でこどもを支えるための取組を推進することを規定したいと考えております。
　次に、「４責務・役割」についてですが、道の責務のほか、社会全体でこどもを支えるため、先ほどご説明いたしました、保護者や学校関係者等、こどもに関わる関係者の役割について、規定したいと考えております。
　次に、「５市町村との連携協力」についてですが、道におけるこども施策の実施・推進に当たっては、市町村との連携が不可欠であることから、こうした内容について規定したいと考えております。
　《Ⅱ 基本的施策》についてですが、まず、「こども計画」について、こども基本法では、都道府県にこども施策を推進するための計画策定を求めており、後ほど、ご説明させていただきます「北海道こども計画」を策定することを条例に規定したいと考えているところです。
　次に、「こども施策に対するこども等の意見の反映」についてですが、道は、これまでも施策の策定等に当たり、こども等の意見を反映させるため、意見の聴取その他の必要な措置を講ずることを規定したいと考えております。
　次に、「こどもの社会参加の促進」についてですが、道は、こどもが社会の一員として尊重され、年齢及び発達の程度に応じて、社会的活動に参画できる環境の整備に努めることについて規定したいと考えております。
　次に、「推進体制の整備」についてでございますが、国や市町村、先ほどご説明いたしました、４で役割を規定した保護者等との連携の強化に努め、医療、保健、福祉、教育、療育等に関するこども施策が適切に行われるよう、社会全体でこどもを支える取組の推進に必要な体制を整備することを規定したいと考えております。
　次に、「こどもの権利の周知・擁護」についてですが、「こども条例やこども基本法の趣旨や内容について道民に周知を図ること」、「こどもが、自らの権利について認識し、他者を尊重することができること」、「いじめや虐待などの権利侵害などが解消されるようこども又は保護者等からの相談に対応する支援体制の充実に努めること」などを条例に規定したいと考えております。
　次に、「こどもの居場所づくり」についてですが、令和５年 12 月に国が示した「こどもの居場所づくりに関する指針」の趣旨を踏まえ、こどもが地域において、安全で安心して自分らしく過ごすことができる多様な居場所づくりの推進について規定したいと考えております。
　次に、「財政上の措置」についてですが、道の他の条例と同様に必要な財政上の措置を講ずるよう努めることを規定したいと考えております。

《Ⅲ北海道こども施策審議会》については、本年４月に施行いたしました「北海道こども施策審議会条例」について、本条例に統合したいと考えております。
最後になりますが、今後のスケジュールについて、本素案のたたき台を本日の部会その他の各部会で審議いただいた上で、適宜、必要な修正などを行った上で、素案として取りまとめ、11 月の下旬に開会を予定しております令和６年度第４回定例道議会に報告いたしまして、道議会での議論を踏まえて、12 月中旬には、パブリックコメントの実施を行ってまいりたいと考えているところでございます。
条例の概要につきましては、以上になります。

●内山部会長

それでは、ただいまの説明についてご意見・ご質問はございますでしょうか。

●河合委員

意見とかではないのですけれども、「連携」とか「連携協力」などという言葉が出てきております。この箇所に限らないのですけれども、その定義がどこかにあるとよろしいかなと思います。既にあるのでしたら申し訳ございません、承知をしておりませんところでございます。以上です。

●内山部会長

事務局いかがでしょうか。そういう定義などはされているのでしょうか。

●事務局（久保課長補佐）

ありがとうございます。「連携」と「連携協力」等ですね、条例の中でも計画でもたくさん使われておりますが、定義のほう含めてですね、今後検討させていただきます。

●河合委員

きっちりと使い分けられているのであればよろしいかと思うところです。「連携」という言葉が個別に出てくるところもあれば「協力」という言葉が出てくるところもあれば、繋がって「連携協力」という言葉が出てくるところもあって、それを読み手が正確

に読み取れるように書き分けられてあればよろしいのかなというところでございます。以上です。

●内山部会長

　他はいかがでしょうか。

●一同

　（発言なし）

●内山部会長

　ないようでしたら、次に計画の方の説明をお願いします。

●事務局（大森係長）

　それでは引き続き、計画の素案たたき台について、ご説明をいたします。ご説明するに当たり、前回の部会でいただいた意見の対応等をご説明します。資料４－１をご覧ください。上から順に説明をします。
　河合委員からの１つめのご意見「ライフステージと対応させた一覧が必要」については、ライフステージと対応させた資料として資料４－３を作成しましたので、後ほどご覧いただければと思います。
　また、２つめのご意見「Ⅰ(2)に記載の『多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり』はⅣに位置づけてはどうか」というご意見については、検討の結果、Ⅲ(4)に位置づけることとしました。
　３つめのご意見は一旦飛ばしまして、その次の、今西委員からのご意見「全体のバランスが崩れないよう枠組みを組む」につきましては、いただいたご意見を踏まえ、枠組みを検討しました。河合委員の２つ目のご意見とともに、資料４－２でご説明をします。
　まず、その資料４－２の１ページ目は、前回の部会で審議していただいた内容です。先ほどご説明したとおり、河合委員からⅠ(2)に「多様な遊び…」の項目があるのは違和感がある、とおっしゃっていたこともあり、検討の結果、次のページの修正後のとおりⅢの(4)に位置づけました。また、今西委員からの「主な施策の方向性」についての全体のバランスが崩れないよう、というご意見も踏まえ、全体的に修正をしました。
　資料４－１に戻ります。河合委員からの３つ目のご意見「こども大綱のどの部分（項

目）が計画に対応しているのか分かる表があると良い」については、計画の対応表として資料４－４のとおり比較表を作成しましたので、後ほどご覧いただければと思います。

津村委員からご意見をいただいた「こどもが権利を持っているということが分かるよう、大人向けのところもどこかに入れた方が良い」につきましては、いただいたご意見を踏まえ、後ほどご説明する素案たたき台に整理をいたしました。

また、「どこかに『夢や希望が持てる』という文言が入れられないか」というご意見については、基本方針はこども大綱を勘案していることから、こども大綱の「こども施策に関する基本方針」としており、いただいたご意見も踏まえ、素案たたき台「定住や移住促進に向けた取組への支援」に記載をすることといたしました。こちらも後ほどご説明いたします。

「『隘路の打破』は『隘路を切り開く』や『打開する』という表現が良いのでは」というご意見については、基本方針はこども大綱を勘案していることから、こども大綱と同様の記載としています。「隘路の打破」という表現については、注釈や用語集などでわかりやすい説明について検討して参ります。

最後の、河合委員の「良好な成育環境」に係るご意見については、いただいたご意見を踏まえ、素案の作成を検討して参ります。

続けて、計画素案たたき台についてご説明をいたします。

計画素案たたき台は 150 ページ近い量となっており、本日、全てをご説明することが難しいため、本部会の後でご覧いただいて、ご意見については、添付している意見様式のほうに記載いただき、事務局に 10 月 29 日までにご提出いただければと思います。

このたたき台は、表紙に「調整中」と記載のとおり、関係各部等内部調整中の資料となっています。また、表紙の下の方に「※」で記載のとおり、「今後の審議等によって内容に修正が生じる場合がある」としています。

次に、目次をご覧ください。「第１　計画の基本事項」について１ページから４ページまで記載し、「第２　こどもを取り巻く現状」について、５ページから記載されています。青少年計画が大きく関わる部分としては、13 ページの「青少年を取り巻く環境の現状と課題」という項目と 26 ページに「５　ヤングケアラーの現状と課題」があります。

まず、13 ページをご覧下さい。13 ページから 16 ページまで、「青少年を取り巻く環境の現状と課題」について、記載をしています。図表 12 で少年非行の状況が、近年、増加傾向にあることを示し、図表 13 に、福祉犯の被害状況を載せています。SNS に起因する被害が福祉犯の中で５割近くを占める状況となっています。

次のページには、いじめの現状を、その次のページには不登校の現状を載せています。これは、現行の青少年計画の 14 ページ 15 ページの記載を時点修正し、関係各部に確認中の内容となっています。

これらを踏まえ、16 ページには「道民が一丸となって、青少年の非行と被害の防止に取り組んでいく必要があること」を記載しています。

次に、26 ページをご覧ください。「ヤングケアラーの現状と課題」について記載をしております。ヤングケアラーについては令和３年度と４年度に実態調査を実施しました。その結果、ヤングケアラーが一定程度いることや、ヤングケアラーの認知度が低いこと、ヤングケアラー自身が、自分がそうだと気付いていないこと、誰にも悩みを相談した経験がない方が８割近くを占めることなどが明らかとなっており、図表 32 と 33 で、それらを示すとともに、支援が必要であっても表面化しにくいため、関係者が連携して支援につなげていくことの必要について記載をしています。

目次に戻っていただき、32 ページから「第３　これまでの計画に基づく取組と評価」が記載されています。青少年計画の関わる部分として 48 ページをご覧ください。48 ページから、現行の青少年計画の評価について記載しています。48 ページの表は、現行計画の施策の体系となっています。次のページから、目標の達成率等を掲載し、52 ページからはこれまで毎年行ってきた計画の進捗状況も踏まえ、58 ページまで評価について記載しています。

次に、少しページを飛ばしまして、69 ページをご覧ください。ここから、73 ページの上段まで、「第４（仮称）北海道こども計画策定の考え」として、計画の目標の考え方についての記載となります。

続けて、73 ページの「３　目標達成に向けた基本的な方針」のところからが、取組についての記載となります。参考までに、配布資料の４－２の裏面、先ほどの、修正後と書かれた面をご覧ください。この資料４－２のⅠ「 こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し…」という表現の部分が資料でいうところの（１）に対応しています。同じく、Ⅱの部分は、この資料、素案の（２）に対応しています。

また、資料４－２の右側の施策の方向性に記載された、一番上の薄緑色で囲った(1)の記載は素案の 73 ページの①「こども・若者は権利の主体であることの全体への共有等」に対応しており、資料４―２の水色で囲ったⅡ(1)「こども・若者、子育て当事者の意見の適切な社会反映」という項目は、この素案の（２）の②「こども・若者…」に対応しています。

この素案たたき台で、特に、青少年計画が関わっている部分をご説明します。資料４－２でいうところの、ローマ数字Ⅱの(3)と(4)、「いじめ防止」と「不登校のこどもへの支援」それからローマ数字Ⅳの(3)「ヤングケアラーへの支援」と(4)「こども・若者の自殺対策・犯罪などからこども・若者を守る取組」となります。こちらを素案で説明いたします。

まず、素案の 76 ページをご覧ください。「いじめ防止」の部分が載せられています。基本的には青少年計画の 36 ページや 43 ページにもいじめ対策推進の記載があり、これらの要素を素案たたき台に移行し、記載内容の時点修正を行っています。例えば、素案の 76 ページの６行目にネットパトロールの実施について記載されていますが、現行の青少年計画の要素を記載しているものです。

次のページの「不登校のこどもへの支援」も同様に、基本的には現行計画の記載を移行しています。後ろに【再掲】と書かれているものは、ここの記載よりも前のページ

に、同じ内容が記載されている場合に表示をしています。
　次に 120 ページをご覧下さい。ヤングケアラー支援に係る取組を記載しています。先ほどご報告しましたアンケートやヒアリング、そして道が令和５年に策定した北海道ケアラー支援推進計画を踏まえ、取組を記載しています。記載内容は、「普及啓発の促進」、「早期発見及び相談の場の確保」、「ヤングケアラー支援をするための地域づくり」という３つの項目ごとに、それぞれ記載しています。アンケートやヒアリング等で意見の出ました「相談窓口の設置」については、121 ページの 15 行目から「専門相談窓口を設置し」というように記載をしています。また、オンラインサロンについては、その下の 28 行目のところから記載をしています。
　次に、122 ページをご覧ください。こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組について記載しています。こちらも、基本的には現行の青少年計画に記載されている内容を素案に移行し、時点修正を行っています。７行目からの自殺対策の推進、19 行目からの非行や犯罪を防ぐ環境づくり、123 ページからの犯罪被害から守る環境づくりの取組について、それぞれ記載しています。
　次に、128 ページをご覧ください。先ほどの、前回の部会での津村委員からのご意見にありました「どこかに『夢や希望が持てる』という文言が入れられないか」につきましては、「定住や移住促進に向けた取組への支援」に記載する方向で現在調整中となっています。
　次に、131 ページの「第５　計画推進のための取組と指標の設定」についてご説明をいたします。現行の青少年計画においては、各取組を「乳幼児期」、「学童期」、「思春期」、「青年期」に分けて記載していましたが、本素案においては、「ライフステージを通して」のほか、「こどもの誕生前から幼児期まで」、「学童期・思春期」、「青年期」の３つのライフステージの、合わせて４ステージを設定しています。そして、その施策体系を 132 ページから記載しています。
　次に、134 ページをご覧ください。ここから、目標の設定項目について、掲載しています。現行の計画の目標は次期計画に使用可能か確認をして、目標として適したものを素案たたき台に移行することとし進めています。例えば、135 ページに地域子育て支援拠点の設置数ですとか、ファミリーサポートセンター数というものがありますが、こちらは現行の青少年計画にも記載があり、これを素案にも記載しています。また、136 ページの表の一番下に、ヤングケアラーの支援に関する指標として、道によるヤングケアラー支援に関する研修の受講者数を記載しています。その他、137 ページの上から３つめ「文部科学省調査の『いじめ認知件数』…」から５つめの「文部科学省調査の『不登校児童生徒』のうち…」まで、これまでと同様にいじめ防止や不登校支援に係る指標となっており、同じく 137 ページの表の下から３つめ、「『朝食を毎日食べている』…」という項目と、その下の「体育の授業以外で１週間に運動・スポーツの…」という項目、こちらの指標が青少年の計画に今記載がある指標となっています。
　次のページ 138 ページの表についても、表の一番上の「体験活動を学校全体の計画に位置づけている割合」から「３歳児童健康診査受診率」まで、青少年計画に記載の指標となっており、140 ページの「育児休業制度取得率」や「年次有給休暇取得率」など、

青少年計画の 32 の目標のうち、23 項目を引き続き使用する予定となっています。先ほどご説明しました各ライフステージの取組については、141 ページから掲載しています。
　説明は以上となります。

●内山部会長

　ありがとうございます。
　今の時点で意見があるという方はいらっしゃいますでしょうか。特に、前回までで意見を出された方など。

●谷渕委員

　項目がたくさんありますので、こういう言い方をするのもなのですけど、イチオシのものはあるのでしょうか。
　ここに今うちの課は力をいれているというものが分かれば、より積極的に考えると言うと失礼になりますが、産後ケアから青少年まで年数がとても幅広くなっているので、ここに一番力を入れるのが今、北海道の思っているところなどという部分があったら、すごく個人的かもしれないですけど、今どこに一番力を入れようと思っているのかなというのは知りたいところです。

●原委員

　こどもの権利をどのように守るか、というところも重要だと思うのですよね。現状の取組だけで大丈夫かな、と考えております。道が、こどものために、こどもの権利というものについて、どのように取り組んでいかれるかが、今後の課題であると思います。国も、かなりいろいろと取組を進めており、国のやっていることなども踏まえて、道としてもどう考えて動くかの検討も必要になるのではないのかな、と思うのですが、どうでしょう。

●事務局（野邊虐待防止対策担当課長）

　今、説明の中では、この部会で今まで審議してきました青少年の計画について主に説明させていただいたということで、こどもの権利の部分というところは説明なかったかもしれませんけれども、この計画の素案の中では、73 ページの最初に「こどもの権利の

主体を認識し…」と書いてある部分があたっているのかなと。あくまで今説明したのは、今まであった計画の引き継ぎ等についてとしてご理解いただければと思います。

　また、この部会においてですね、この部会の関係では新たに位置づけられているのはヤングケアラーの関係が今までの計画になかったので、そういう部分では新しいものかなと思っております。

●内山部会長

　その他、ご意見・ご質問等はございますでしょうか。

●河合委員

　文言のところで気になっている部分なのですけれども、手元にある資料の３－１で、今はこの話ではないでしょうか。

●内山部会長

　条例の話でも大丈夫です。

●河合委員

　《Ⅱ基本的施策》の上から５番目の「こどもの権利の周知・擁護」の項目の２点目のところでございます。「こどもが、自身の権利が尊重され、保障されていることを認識」まではよろしいと思うのですけれども、「他者を尊重することができるように必要な措置を講ずる」よう努めると。この一文の中で子どもが自らの権利を尊重されるということが、こども自身が感じられるようにというのでしょうか、認識されるようにというところで、その次に、「他者を尊重することができるよう」というのは、自分が尊重されているので、ということが分かれば他者も尊重できるようになるという意味合いでしょうか。この繋がりですと、何やら、子どもはまず守られるべき存在だと思いますので、そこと同列に、こどもがこどもを尊重するみたいなことをこの中に入れるのは、私はちょっと違和感を持ったところでございます。

●事務局（久保課長補佐）

今、お話にあったように、こども自体は自らの権利について尊重され、自分でそういうことを理解して、というのがこの規定になっています。他者を尊重することができるようにという部分ですね、お話があったように、自らの権利もちゃんと分かった上で、他者にも同じ権利があるんだよということを、理解していただこうという内容で規定しているものと考えておりました。

●河合委員

そういうお答えが反映されて、この書きぶりなのだと思うのですけれども、こどもの権利の周知・擁護をするのは、大人側でございますよね。その大人側がそのこどもに、こどもは権利があって保障されているんだよという話をすると同時に、ということですよね、他の子どもの権利がと。でもこれってこどもがこどもの権利を守るという話なのですよね、やはり。そう繋がっていますよね。保障されていることについて認識し、“そのことが”ですかね、或いは“且つ”ですかね、他者を尊重することが、認識すると、尊重できるというようにとるということですかね。いや、こういう考え方もあろうかとは思うのですけれども、ちょっと気にかかりました。

●内山部会長

資料３－２の 15 で、関連することが詳しく書いてあるかと思うのですけれども、その（2）で、「道は、…認識するとともに」というように書いてあって、並列みたいな感じになるので、「認識することを通じて」ですとか「認識すること、それによって」などといった繋がりのほうが良いのではないかということですよね。

●河合委員

そもそも、大人側の責務みたいなところが抜けていってしまうのが嫌だなという風に思っております。

●内山部会長

はい。要するに基本的には権利の尊重ということをきちんと書いておいて、他人を尊重することができるような措置を講じるというのは、それと関わりがあるにせよ、別立てにした方が、良いのではないかということです。

●河合委員

ありがとうございます。そのとおりでございます。

●事務局（久保課長補佐）

ありがとうございます。
ご意見を踏まえて、検討させていただきたいと思います。

●内山部会長

その他いかがでしょうか。
今の時点でないようでしたら、先ほどご説明もありましたけれども、意見につきましては 10 月 29 日（火）までに、別紙の意見書を、条例と、それから基本計画にわたりますので、事務局に送付していただくようお願いいたします。
それでは議事全体を通して、他にご意見・ご質問、ございませんか。

●事務局（野邊虐待防止対策担当課長）

すみません付け加えで、本日はこの部会で審議してきた内容を引き続いて青少年の関係の部分を説明させていただきましたけれども、計画のご意見については、青少年などに関わらず、この計画全体でいただいて構いませんので、よろしくお願いいたします。

●内山部会長

ほかにご意見・ご質問ないでしょうか。

●一同

（発言なし）

●内山部会長

では、事務局から説明事項はございますでしょうか。

●事務局（坂本課長補佐）

はい、次回の部会につきましてはですね、12 月頃の開催を予定しております。改めてご案内いたしますので、よろしくお願いいたします。

●内山部会長

それではこれで本日の予定の議事は終了いたしましたので、進行を事務局にお返しいたします。

４　閉会

●事務局（坂本課長補佐）

内山部会長、河合副部会長、委員の皆様、長時間にわたりご審議ありがとうございました。本日いただきましたご意見と、照会しているご意見について、今後の施策に反映を検討して参りますので、引き続きよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、令和６年度第３回北海道こども施策審議会次世代成育支援部会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

以　上